五	一八〇
六	二〇〇
七年目及びその後の各年	二〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇一九〇・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二一〇六九〇・二一六の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　このTRQ―8の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、SBS方式を用いて運用する。日本国は、このTRQ―8の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

10　TRQ―9　大麦及び裸麦

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(e)及び(f)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（一キログラムについての額（円））
一	三一〇	七・六
二	三一〇	七・二
三	三一〇	六・八
四	三一〇	六・四
五	三一〇	六・〇
六	三一〇	五・六
七	三一〇	五・二
八	三一〇	四・八
九	三一〇	四・四
一〇年目及びその後の各年	三一〇	四・四

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇三一〇・〇一〇及び一一〇三九〇・〇一九の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　このTRQ―9の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、SBS方式を用いて運用する。輸入者と生産者との間の取引契約に基づき、より長い船積みのための期間が認められる。

(e)　このTRQ―9の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(f)　SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

11　TRQ―10　麦芽

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一八五、七〇〇
二年目及びその後の各年	一八五、七〇〇

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九及び一一〇七二〇・〇二〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのTRQ―10の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

12　TRQ―11　コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一、二七〇
二	一、三二一
三	一、三七二
四	一、四二三
五	一、四七四
六	一、五二五
七	一、五七六